四　始動前に燃料油噴射装置の作動を確認できるものであること。
五　吸気マニホルド、掃気室、排気管及びクランク室に圧力逃し弁が備え付けられているものであること。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。
六　共通の吸気マニホルドによりガス燃料を各シリンダに供給するものは、当該吸気マニホルドと各シリンダとの間に各シリンダからの火炎の逆流を防止するための装置が備え付けられているものであること。
七　クランク室及び冷却装置に独立した通気装置が備え付けられているものであること。
八　クランク室、掃気室及び冷却装置の通気口に次に掲げる要件に適合する固定式ガス検知装置が備え付けられているものであること。
イ　ガス濃度が引火性限界の下限値の三十パーセントの値となつた場合に警報を発するものであること。
ロ　ガス濃度が引火性限界の下限値の六十パーセント（クランク室にあつては百パーセント）の値になる前にガス燃料の供給を遮断するものであること。
九　クランク室に発火源となる機器又は設備が設けられていないこと。
十　排気管は、次に掲げる要件に適合するものであること。
イ　他の設備の排気管又は煙路から独立しているものであること。
ロ　排気が滞留するおそれがないものであること。
ハ　異常な燃焼が生じた場合に、自動的にガス燃料の供給を遮断することができる措置が講じられているものであること。
十一　異常な事態が生じた場合に、使用する燃料を自動的にガス燃料から燃料油に切り替える措置が講じられているものであること。
十二　内燃機関が停止した場合に、自動的にガス燃料の供給を遮断することができる装置が備え付けられているものであること。

2　前項の内燃機関が電気点火装置を使用するものであつて、始動後、燃焼が検知されない場合は、ガス燃料の供給を自動的に遮断し、かつ、排気が滞留しないようにするための措置が講じられたものでなければならない。

第二百二十六条の三第二項中「前条第一項のボイラ」を「燃料として使用する内燃機関その他の機器」に改める。

第二百二十七条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中ロを削り、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　外管の設計圧力は、内管の最大使用圧力以上であること。

第二百二十七条第一項第二号ヘ⑴中「三〇パーセント」を「三十パーセント」に改め、同号ヘ⑵中「六〇パーセント」を「六十パーセント」に改め、同号ヘを同号トとし、同号中ロからホまでをハからヘまでとし、同号イ中「三〇倍」を「三十倍」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　ダクトの設計圧力は、ガス燃料管の最大使用圧力以上であること。

第二百二十七条に次の一項を加える。

3　ガス燃料の圧力が一メガパスカルを超えるガス燃料管は、次に掲げる要件のいずれかに適合するものでなければならない。

一　ガス燃料を供給する装置（第二百二十九条の規定による主ガス燃料弁が設置されている場合は、当該燃料弁）から液化天然ガスを燃料として使用する内燃機関その他の機器までの間は二重管構造のものであること。

二　ダクトの吸気口及び排気口その他の開口が貨物区域内にある場合は、第一項第二号（ヘ及びトを除く。）の要件に適合するものであること。

第二百二十八条第一項中「燃料の遮断のための二個の自動弁及び通気のための一個」を「次に掲げる要件に適合する二個」に改め、同項に次の各号を加える。

一　フェイルクローズ型のものであること。

二　ガス燃料管内で異常な事態が生じた場合に、開放された場所であつて発火源となる機器及び設備から離れたものへ排気できるよう自動的に開放するものであること。

三　複数の内燃機関その他の機器に液化天然ガスを燃料として供給しているものにあつては、一の機器の自動弁の作動により他の機器へのガス燃料の供給が遮断されないものであること。

第二百二十八条第二項から第五項までを削る。

第二百二十九条中「の各号」を削り、同条第一号中「機関区域内から」を「主ガス燃料弁が取り付けられた区画の内外のいずれにおいても」に改め、同条に次の一号を加える。

三　複数の内燃機関その他の機器に液化天然ガスを燃料として供給しているガス燃料管に取り付けられるものにあつては、一の主ガス燃料弁の閉鎖により他の機器へのガス燃料の供給が遮断されないものであること。

第二百三十条を次のように改める。

第二百三十条　削除

第二百三十条の二に次の一項を加える。

2　内部にガス燃料が滞留するおそれのある通風用ダクト及び抽気管の排気口は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　特定機関区域外の安全な場所に設けられているものであること。

二　通風用ダクト及び抽気管の排気口への火気の侵入を防止することができるフレームアレスタを備え付けたものであること。

第二百三十二条の見出しを「（閉囲場所にあるガス燃料管）」に改め、同条中「ガス燃料管」を「閉囲された場所にガス燃料管」に、「ガスが漏えいした場合のガス燃料の供給禁止に関する注意事項及び処置の内容を機関室内の見やすい場所に掲示しておかなければ」を「第二百十二条第二項各号に掲げる要件に適合する固定式ガス検知装置を備え付けなければ」に改める。

第二百三十五条第一項中「の各号」を削り、「地方運輸局長」の下に「又は船級協会」を加える。

第二百三十九条第一項中「の各号」を削り、「二組」を「三組」に改め、同項第一号中「一、二〇〇リットル」を「千二百リットル」に改め、同項第二号中「密着式保護眼鏡」を削り、同条第二項中「の各号」及び「のいずれか」を削り、同項第一号ハ中「ロの」を「ハの」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　面体を有するマスク（内部を常に陽圧とすることができるものに限る。）

第二百三十九条第二項第二号を次のように改める。

二　消防員装具に装着することができるものであること。

第二百三十九条第三項を削る。

第二百四十二条第二項中「（バラスト状態を除く。）」を削る。

第二百四十四条第一項中「液体以外」を「船倉区域については九十五（船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が船舶の構造を考慮して差し支えないと認める場合を除く。）、液体以外」に、「六〇」を「六十」に、「九五」を「九十五」に、「八五」を「八十五」に、「〇から九五」を「零から九十五」に改める。

第二百四十六条第一項第一号イ中「一四・五メートル」を「十四・五メートル」に改め、同号ロ中「一一・五メートル」を「十一・五メートル」に改め、同項第二号イ中「五メートル（船首垂線からLの十分の三までの部分については一四・五メートル）」を「十四・五メートル」に改め、同号ロ中「一〇メートル」を「十メートル」に改め、同号ハ中「一五分の一」を「十五分の一」に改め、同条第二項第一号中「一五〇メートル」を「百五十メートル」に、「五五度」を「五十五度」に改め、同項第二号中「一五〇メートル」を「百五十メートル」に、「一二五メートル」を「八十メートル」に改め、同項第三号中「一二五メートル」を「八十メートル」に改め、同条第四項中「七六〇ミリメートル内側」を「次条の規定により定められる貨物タンクの位置」に改める。